

(7) 文部省刊行物表記の基準〔文部省〕 (昭25.9.一)〔後に「国語の書き表わし方」として公刊された。〕	・使用上の注意の一つに「送りがな」の項があり、簡単な法則と例とをあげている。	印刷物
(8) 「送りがなのつけ方」の実施について 〔内閣訓令第1号〕 (昭34.7.11)	・各行政機関に対し、「送りがなのつけ方」の方針によるものとするを命令したもの。	訓告集
(9) 送りがなのつけ方 〔内閣告示第1号〕 (昭34.7.11)	・現行の「送りがなのつけ方」である。	訓告集
(10) 法令用語の送りがなのつけ方 〔法制局総発第134号〕 (昭34.12.4)	・内閣訓令第1号「送りがなのつけ方」の実施に伴って、法制局では、法律案、および、政令案の起案、ならびに、既存の法律・政令を改正する場合(ただし、文語体の場合を除く。)に用いる送りがなのつけ方の基準を示し、これによるべきことを各省あてに通知したもの。	シリーズ 21
(11) これまでの国語施策について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)	・第6期国語審議会の報告の一部で、「送りがなのつけ方」は、全体として送りすぎている点、また例外や許容の多い点などについて、漢字の性質を考えて、改めて検討する必要があるといている。	答建集
(12) 送りがなのつけ方の再検討について〔国語審議会〕(昭40.12.9)	・第7期国語審議会第1部会の経過報告である。	謄写

7 かなづかいに関するもの

(1) 問目一則 〔文部大臣諮問〕 (明26.一.一)	・井上毅大臣が、帝国大学文科大学、第1高等中学校に対して行なった字音かなづかいに関する諮問。	諸案
(2) 明治26年井上文部大臣の字音仮名遣に関する諮問に対する答申	・(1)に対する三上参次・高津楯三郎(普通教育の必要上、簡易化したほうがよい。)黒川真頼・物集高見・落合直文(従来ど	諸案

<p>[文科大学, 第1高等 中学校教官] (明27.一.一)</p>	<p>おりでよい。) 栗田寛 (漢字書きが原則, やむをえづかな書きにするときは各自の 自由でよい。) の各氏の答申である。</p>	
<p>(3) 小学校令施行規則第 2号表 [文部省訓令第14号] (明33.8.21)</p>	<p>・字音かなづかいに限り適用し、また、小 学校教育だけに適用するもので、いわゆ る「棒引きかなづかい」である。明治34 年度から実施されたが、明治41年9月に 廃止された。</p>	<p>官報, 諸案</p>
<p>(4) 国語仮名遣改定案 (口語・文語に適 用) 字音仮名遣ニ 関スル事項 諮問本案 [教科書調査委員会]</p> <p>附 国語仮名遣改定別案 (口語・文語に適用) 諮問別案 [大臣官房図書課] (明治38年)</p>	<p>・明治38年2月に国語調査委員会へ、3月 に高等教育会議へ諮問したもので、その 内容は、だいたい、(ア) 国定教科書大修正 のときに実施。(イ) 中等教育でも実施。 (ウ) 国語・字音ともに適用。(エ) 五十音図 中、ア行のおををに、ワ行のゐをいに、 ゑをえに改める。(オ) 助詞の「は」・「へ」を 「わ」・「え」にする。(カ) 長音は「ー」で表わ すが、用語の語尾と助動詞には「う」を用 いる。[例：うとう(歌), うたをう]。(キ) 二語の連合・同音の連呼以外は、「じ」 「ず」に統一。(ク) よう音は「や・ゆ・よ」 で、促音は「つ」で表わし、それぞれ右 側下に細書する。[以上：諮問本案]。(ケ) 用言の語尾、助動詞の長音は、歴史的か なづかいのまま。(イ) 助詞の「は」・「へ」も 歴史的かなづかいのまま。[以上：諮問 別案]。</p> <p>また、「字音仮名遣ニ関スル事項」は、 (3)に掲げた字音かなづかいを、この諮問 案にあうように改めたものである。</p>	<p>諸案</p>
<p>(5) 仮名遣諮問に対する 答申 [国語調査委員会] (明38.11.21)</p>	<p>・(4)の諮問に対する答申で、諮問案を修正 した「議事及整理上ノ主要ナル事項及新 旧仮名遣対照表」と「国語仮名遣改定案、 字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案」から なり、このかなづかいを実施する場合に は、まえもって、あるいは、同時に「簡 易ナル口語文法及新旧仮名遣対照語彙」</p>	<p>諸案</p>

	<p>を發表するように希望した。内容のたいは、(ア)口語だけに適用。(イ)長音は、正則として「あ・い・う」で表わし「ー」を代用するのを許容する。ただし、外国語には「ー」を原則とし、「あ・い・う」を代用するのを許容する。(ウ)特に区別の必要のある場合に限って、よう音を表わす「や・ゆ・よ」、促音を表わす「つ」を右側下に細書するか、便宜符号をつけることを許容する。ただし、外国語には、右側下に細書することを正則とする。(エ)「を」を「お」に改める。ただし、助詞の「を」を除く。(オ)助詞の「は・へ」は「わ・え」を正則とし、「は・へ」を許容。(カ)ウ列の長音は、イ列のかなに「う」をつける。(キ)「キ・ク」の音が熟語になって促音になるものは原音のまま書くのを正則とし、転音の形に書くのを許容。(ク)連濁、および、呉音の濁音のうち、特定のもの以外は「じ・ず」に統一。</p> <p>なお、「高等教育會議」は、「……ノ二件ニ対シテハ重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アラソコトヲ望ム」旨を決議、答申した。(明38.3.24)</p>	
<p>(6) 仮名遣ノ件 〔臨時仮名遣調査委員会へ諮問〕 (明41.5.28)</p>	<p>・この諮問案の内容は、だいたい次のとおりである。(ア)文部省における教科書検定、および、編集の際に許容するもの。(イ)中等教育に実施する。(ウ)国語・字音、口語・文語ともに適用。(エ)長音には「あ・い・う」を用いる。(オ)よう音・促音を表わすかなは細書しない。(カ)「じ・ぢ、ず・づ」はもとのまま。(キ)ウ列よう長音は、イ列のかなに「う」をつけて書く。</p>	<p>諸案</p>
<p>(7) 小学校令施行規則改正 〔文部省令第26号〕 (明41.9.7)</p>	<p>・第16条及第1号表乃至第3号表ヲ削除ス</p>	<p>沿革</p>

<p>(8) 同上についての訓令 〔文部省訓令第10号〕 (明41.9.7)</p>	<p>・……字音仮名遣ハ当初改正ノ際ハ児童ヲシテ国語学习上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出タルモノナレトモ実施ノ結果ニ鑑ミ予期ノ目的ニ副フコト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回国定教科用図書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廃止セリ惟フニ仮名遣ハ時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スヘキコト勿論ナリト雖尚益々慎重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス</p> <p>……然レトモ字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ学習ヲ艱渋ニシ児童ノ心神ヲ過勞セシムルカ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラスアルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜従前ノ仮名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ従ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス (以下略。)</p>	<p>沿革</p>
<p>(9) 規定の削除に伴う教授上の注意事項 〔普通学務局通達〕 (明41.9.12)</p>	<p>・ 1 ……此際俄ニ旧来慣用ノ仮名遣ニ依リ教授ヲ為シ又ハ教科書中ノ仮名遣ヲ旧来ノモノニ更正シテ教授ヲ為スハ教授上及学習上混雜ヲ惹起スルノ憂ナシトセサルニ付現在ノ教科書使用中ハ尚従来ノ字音仮名遣ニヨリ教授ヲ為スヲ妨ケス但上級ノ児童ニ対シテハ適宜古来慣用ノ字音仮名遣ヲ授ケ其一班ヲ知得セシムルコト</p> <p>2 ……改正教科書使用後ハ小学校ノ国語教授ハ当然古来慣用ノ字音仮名遣ニ依ラシムヘキハ勿論ナルモ強ヒテ下級ノ児童ニ対シテ之ヲ学習セシムルヲ要セス且一般ノ児童ニ対シテモ従来ノ字音仮名遣等ノ使用ヲ許容シ強ヒテ之ヲ訂正セシムルヲ要セサルコト</p>	<p>沿革</p>
<p>(10) 仮名遣改定案 〔臨時国語調査会〕 (大13.12.24)</p>	<p>・ このかなづかいは、(ア)だいたい東京語の発音により、地方の発音も考慮して整理したもの。(イ)国語・字音ともに改定。(ウ)主として現代文(口語・文語とも)に適用。(エ)助詞の「は・へ・を」はもとのまま。(オ)長音は「あ・い・う」で表わす</p>	<p>諸案</p>

	<p>が、外国語は「ー」をつける。(カ)よう音の「や・ゆ・よ」, 促音の「っ」は右側下に細書するが、特別の場合に限り細書しなくてもさしつかえない。(キ)「じ・ず」に統一。(ク)固有名詞や特殊の事情のあるものはしばらく従前のおりとするが、なるべくこれによる。(ケ)外国語の表記は別に定める。——というものである。</p>	
<p>(11) 仮名遣改定案に関する修正 〔臨時国語調査会〕 (昭6.5.8)</p>	<p>・前項(キ)について、次のようなただし書きを加えたもの。 国語かなづかいについては、二語の連合・同音の連呼によって生じた「ぢ・づ」はもとのまま、字音かなづかいは、連声によって濁る「智・茶・中・通」等、および、呉音によって濁る「地・治」はもとのまま。</p>	<p>官報, 諸案</p>
<p>(12) 新字音仮名遣表 〔国語審議会〕 (昭17.7.17)</p>	<p>・このかなづかいは、(ア)だいたい現代における標準的発音によって、整理したもの。(イ)字音を書き表わすすべての場合に用いることを原則とするが、原文のかなづかいによるもの、または変更しがたいものは除外する。(ウ)今後各官庁、および一般社会で使用せられるべき字音かなづかいの基準を示したもの。(エ)連声によって濁る「智・茶・中・通」等、呉音によって濁る「地・治」等以外は「じ・ず」に統一。(オ)長音は「う」で表わす。——というものである。</p>	<p>印刷物</p>
<p>(13) かなづかいに関する主査委員会委員長報告 〔安藤正次〕 (昭21.9.21)</p>	<p>・審議経過、かなづかいの意義・歴史、および、現代かなづかいの通則・細則の説明、要望等を述べたもの。</p>	<p>シリー ズ 14</p>
<p>(14) 現代かなづかいの実施に関する件 〔内閣訓令第8号〕 (昭21.11.16)</p>	<p>・各官庁に「現代かなづかい」の使用を命令したもの。</p>	<p>訓告集</p>

(15) 現代かなづかい 〔内閣告示第33号〕 (昭21.11.16)	・現行の「現代かなづかい」である。	訓告集
(16) 正書法について 〔国語審議会〕 (昭31.7.5)	・第3期国語審議会の正書法小委員会報告で、語意識を導入して、「現代かなづかい」の適用上の諸問題を解決し、説明したものの。	答建集
(17) これまでの国語施策 について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)	・第6期国語審議会の報告の一部で、「じ・ぢ」「ず・づ」や「おお・おう」などの書き分け、助詞「は・へ」の書き方についてなど、さらに検討する必要があると いっている。	答建集

8 各施策に関連するもの

(1) 学術用語調査会を設置する趣旨 〔学術用語調査会〕 (昭23.9.30)	・科学技術に関する学術用語についても、当用漢字表・現代かなづかいの趣旨にそい、統一簡易化を図ることなどが各方面から要望されている……としている。なお、「学術用語調査会」は、現在の「学術奨励審議会学術用語分科会」である。	謄写
(2) 教科用図書検定基準 〔文部省告示第12号〕 (昭24.2.9)	・〔説明省略〕	印刷物
(3) 学術用語の整理方針 (昭24.4.8)	・〔抜粋〕▲国語を尊重する。▲同音異義語はつとめて避ける。▲あて字はつとめて避ける。▲漢字は当用漢字表による。(かな書き、言いかえを含む。)▲かなづかいは現代かなづかいによる。	謄写
(4) 国語問題要領 〔国語審議会〕 (昭25.6.12)	・第1期国語審議会から、文部大臣あて報告したもの。審議会の性格と方針を明確にするとともに、国語の現状と国語における問題となるべき点がどこにあるかを見渡したもの。	報告6
(5) 小学校学習指導要領 国語科編(試案) 昭和26年版	・〔説明省略〕	出版物

(6) 中学校・高等学校 学習指導要領国語科編 (試案) 昭和26年版	・〔説明省略〕	出版物
(7) 学術用語集 数学編 のまえがき (昭29.3.10)	・その他、各編のまえがきも同様である。	出版物
(8) 高等学校学習指導要 領 国語科編 昭和31年版	・〔説明省略〕	出版物
(9) 小学校学習指導要領 〔文部省告示第80号〕 (昭33.10.1)	・昭36.4.1から適用。	出版物
(10) 中学校学習指導要領 〔文部省告示第81号〕 (昭33.10.1)	・昭37.4.1から適用。	出版物
(11) 教科用図書検定基準 〔文部省告示第86号〕 (昭33.12.12)	・〔説明省略〕	印刷物
(12) 教科用図書検定基準 内規 (昭33.12.一)	・〔説明省略〕	印刷物
(13) 高等学校学習指導要 領〔文部省告示第94号〕 (昭35.10.5)	・昭38.4.1から適用。	出版物
(14) 学術用語審査基準 〔学術用語分科会〕 (昭35.12.6)	・学術用語の審査案を審査するにあたって、そのよりどころを定めるために作成したもので、用語は耳で聞いて紛れることがない、発音しやすく聞いて感じがよい、常識でわかりやすい、また、表記は、内閣告示、または、しかるべき基準に従っている、などとある。	印刷物
(15) 国語の改善について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)	・第6期国語審議会の報告で、国語改善の考え方について述べ、また、これまでの国語施策について見解を述べたもの。	答建集